

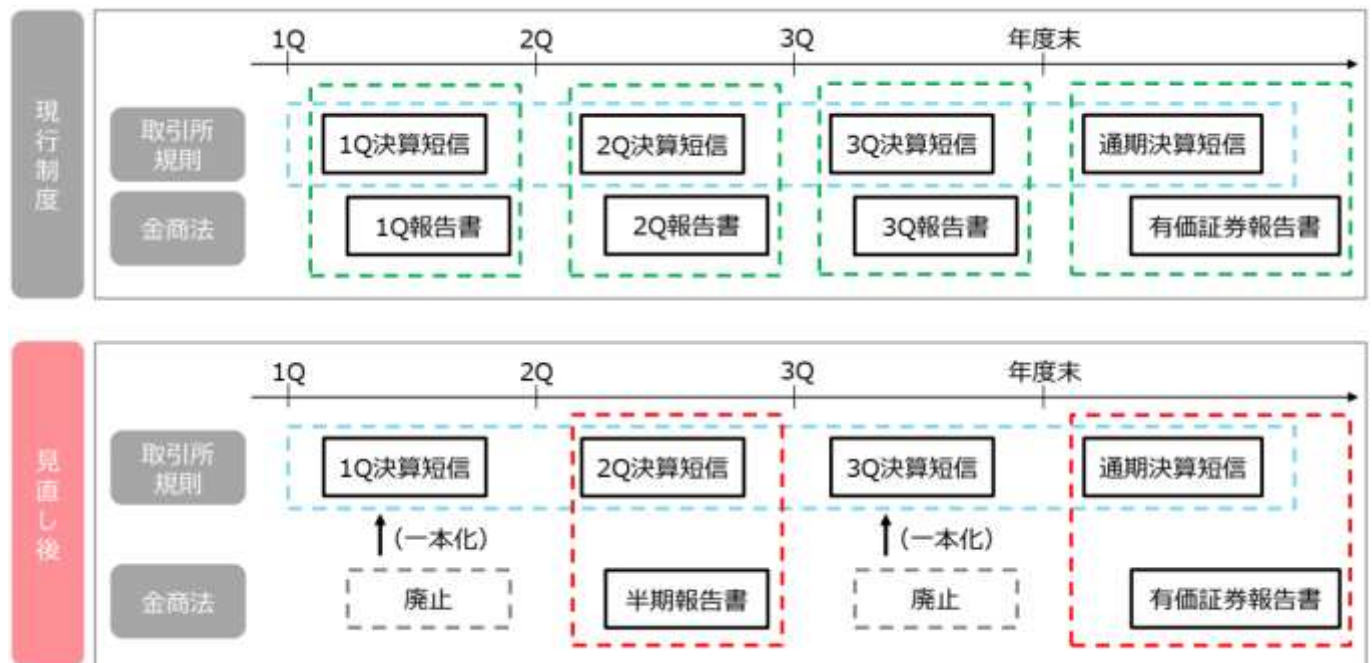
I. 四半期開示の見直しの概要

第212回臨時国会において、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が11月20日に成立しました。これにより、コスト削減や開示の効率化の観点から、金融商品取引法（以下「金商法」という。）の1Q・3Q四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」することが決定されました。一本化後の四半期決算短信は、情報開示の後退と受

け取られないようにする観点から投資家の要望が強い一部の事項について開示内容を追加したうえで、監査人によるレビューを一律には義務付けない方向で検討が行われています。

一方で、2Q・通期決算短信については、法定開示（半期報告書・有価証券報告書）が存在することから、その速報という位置付けを維持し、追加的な開示の義務付けはせず、速報性と投資家ニーズを踏まえて各社の判断となります。レビュー・監査も対象外です。

【見直し後の決算短信・法定開示スケジュール】



(東証「四半期開示の見直しに関する実務の方針」より)

今回の金融商品取引法の改正事項のうち、四半期報告書制度の廃止は、2024年4月1日以降に開始する四半期から施行されるため、上場会社においては、2023年10月1日以降に開始する事業年度にかかるものが、当該改正の影響を受けます。

例えば、2024年9月期決算の場合、1Qと2Qは金商法に基づく四半期報告書の開示及びレビューの対象となりますが、3Qはいずれも対象になりません。また、2024年12月期決算の場合、1Qは金商法に基づく四半期報告書の開示及び四半期レビューの対象となり、2Q及び3Qはいずれも対象になりませんが、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の改正により、2Qについては新たに半期報告書の開示及びそれに含まれる中間財務諸表のレビューが必要となる見込みです。

II. 新制度における1Q・3Q決算短信

四半期報告書で開示されていた事項のうち、投資家の要望が特に強い次の事項が四半期決算短信に追加され、開示が義務付けられます。

- セグメント情報等の注記（新制度における半期報告書と同水準）
- キャッシュ・フローに関する注記（キャッシュ・フロー計算書を省略する場合）

開示が義務付けられる事項以外についても、各社が投資家ニーズを適切に把握し、ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要です。例えばキャッシュ・フロー計算書、重要

な後発事象、経営成績等に関する説明に当たって投資判断に有用な事項（経営管理上重要な指標、設備投資・研究開発費など）を開示することが考えられます。

提出時期については、決算の内容が定まり次第又はレビューが義務付けられている企業においてはレビューが完了した時点とする方向で取引所において検討が進められています。いずれの場合においても、四半期末から45日を経過する場合にはその状況について適時開示が求められます。

また、原則として監査人によるレビューは任意となる予定ですが、下記に該当した場合には信頼性確保の観点から、取引所規則により一定期間、レビューを義務付けることが予定されています。

- ① 直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）において、無限定適正意見（結論）以外の場合
- ② 直近の有価証券報告書において、内部統制監査報告書における無限定適正意見以外の場合
- ③ 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
- ④ 直近の有価証券報告書・半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
- ⑤ 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合
- ※ ①・③について、直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）・内部統制報告書の訂正を行う場合で、要件に該当する場合も対象
- ※ ④・⑤については、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合を除く

このように、現在検討されている取引所規則においては、新制度の半期報告書に適用される財務諸表等規則及び会計基準（以下「新制度の財規等」という。）から一部の開示の省略が認められる予定です。そのため、後述する「財務報告の枠組み」のうち、「準拠性」の枠組みを原則としつつ、「適正表示」の枠組みも使用可能であり、いずれかを使用した財務諸表の作成が必要となります。

III. 新制度における2Q決算短信及び半期報告書

新制度の2Qにおいては法定開示が存続することから、決算短信については現行の取り扱いを維持し、監査人によるレビューは不要ですが、半期報告書に含まれる中間財務諸にはレビューが必要となります。半期報告書は現行の2Q報告書と同

程度の記載内容となる見込みであり、上場企業の場合、中間決算期末日後45日以内の提出が検討されています。

2Q決算短信に含まれる財務諸表の様式は、1Q・3Q決算短信に適用される財務報告の枠組みではなく、新制度の財規等に従うこととなりますが、1Q・3Q決算短信で追加される事項について開示の義務付けはせず、投資者ニーズに応じて各社が判断することとなります。そのため、2Q決算短信においても、「適正表示」又は「準拠性」の枠組みのいずれかを使用して財務諸表を作成することとなります。

IV. 財務報告の枠組み

「適用される財務報告の枠組み」とは、企業の特性と財務諸表の目的に適合するものとして、又は法令等の要求に基づいて、財務諸表の作成と表示において経営者が採用する財務報告の枠組みとされています。これは想定利用者の観点から「一般目的の財務報告」と「特別目的の財務報告」に、開示の観点から「適正表示」と「準拠性」に分類され、特に適正表示の枠組みであるのか、準拠性の枠組みであるかにより、作成される財務諸表における注記の記載量に差が生じます。

「適正表示」と「準拠性」の違いとして、追加開示規定の有無が形式的な判断基準とされています。追加開示規定とは、規定により求められる注記に加え、財務諸表利用者の理解に資するために追加的な注記を行うものです（例として会社計算規則第116条、財務諸表等規則第8条の5等）。これは、企業ごとに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は異なることから、規定により求められる注記のみでは財務諸表から提供される情報を利用者が適切に理解できないことがあるため、その事業体固有の事象又は状況に即した説明開示の必要性より設けられたものです。

新制度における決算短信においては「適正表示」と「準拠性」、どちらかの枠組みに従った財務諸表の作成が可能です。このような状況において利用者のニーズを満たすためには、財務諸表の開示について全体的な観点から評価を行い、必須の注記事項以外にも必要と認められる事項があるかどうかの検討が求められます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : rsm.global/japan/audit/contact